

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第六十二号

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和三十九年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（厚生環境事務所長への委任） 第八条（略） 一一五（略） 十六 旅館業法（昭和二十三年法律第百二十八号）第三条第四項（同法第三条の第二項、同法第三条の第三項及び同法第三条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設、保育所及び児童厚生施設に限る。）に係る意見の陳述 十七—四十（略）</p> <p>（保健所長への委任） 第九条（略） 一一五（略） 十六（略） （一）五（略） （六）第五十五条から第六十一条までの規定（第六十八条において準用する場合を含む。）による営業の許可、許可営業者の地位の承継の届出の受理（生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）附則第四条第二項の規定による業務の状況の調査を含む。）、営業の届出の受理（届出営業者の地位の承継の届出の受理（生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第四条第二項の規定による業務の状況の調査を含む。）、食品等の回収の届出の受理、許可の取消し、禁止、停止及び食品、添加物等の廃棄その他の措置命令並びに施設の改善命令（と畜場等に係る食品、添加物等の廃棄その他の措置命令を除く。） 十六の二—九十三（略）</p> <p>（食肉衛生検査所長への委任）</p>	<p>（厚生環境事務所長への委任） 第八条（略） 一一五（略） 十六 旅館業法（昭和二十三年法律第百二十八号）第三条第四項（同法第三条の第二項及び同法第三条の第三項において準用する場合を含む。）の規定による児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設、保育所及び児童厚生施設に限る。）に係る意見の陳述 十七—四十（略）</p> <p>（保健所長への委任） 第九条（略） 一一五（略） 十六（略） （一）五（略） （六）第五十五条から第六十一条までの規定（第六十八条において準用する場合を含む。）による営業の許可、許可営業者の地位の承継の届出の受理、営業の届出の受理、食品等の回収の届出の受理、許可の取消し、禁止、停止及び食品、添加物等の廃棄その他の措置命令並びに施設の改善命令（と畜場等に係る食品、添加物等の廃棄その他の措置命令を除く。） 十六の二—九十三（略）</p> <p>（食肉衛生検査所長への委任）</p>

<p>第十条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>(一)(三) (略)</p> <p>(四) 第七条第二項の規定による食鳥処理業者の地位の承継の届出の受理(生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第十条第二項の規定による業務の状況の調査を含む。)</p> <p>(五)(三) (略)</p> <p>二―四 (略)</p> <p>(こども家庭センター所長への委任)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>一―一の三 (略)</p> <p>二 旅館業法第三条第四項(同法第三条の第二項、同法第三条の三第三項及び同法第三条の四第三項において準用する場合を含む。)(の規定による児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設、保育所及び児童厚生施設を除く。)(に係る意見の陳述</p> <p>三 (略)</p>	<p>第十条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>(一)(三) (略)</p> <p>(四) 第七条第二項の規定による食鳥処理業者の地位の承継の届出</p> <p>(五)(三) (略)</p> <p>二―四 (略)</p> <p>(こども家庭センター所長への委任)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>一―一の三 (略)</p> <p>二 旅館業法第三条第四項(同法第三条の第二項及び同法第三条の三第三項において準用する場合を含む。)(の規定による児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設、保育所及び児童厚生施設を除く。)(に係る意見の陳述</p> <p>三 (略)</p>
---	--

附 則

この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。